

電子納品に係る特記仕様書作成例（参考）

【工事】

工事完成図書の子納品

- 1 本工事は、共通仕様書 第1編共通編 第1章総則 1-1-22 に規定する電子納品対象工事とする。
- 2 対象書類、検査方法等については、「山形県電子納品取扱要領」に基づき、契約締結後の工事着手前に「山形県電子納品運用マニュアル」に定める「電子納品事前協議チェックシート」を用いて、監督職員と協議し決定するものとする。
- 3 要領等
要領・マニュアルは、山形県のホームページから入手できる。
山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp>）
 - 県政情報
 - 組織案内
 - 建設企画課
 - 山形県のCALS/EC
 - 山形県の電子納品

【業務】

業務成果品の電子納品

- 1 本業務は、共通仕様書 第1編共通編 第1章総則 ※第〇〇〇条に規定する電子納品対象業務とする。※設計業務は第1102条、測量・地質業務・その他業務は第102条
- 2 対象書類、検査方法等については、「山形県電子納品取扱要領」に基づき、契約締結後の業務着手前に「山形県電子納品運用マニュアル」に定める「電子納品事前協議チェックシート」を用いて、監督職員と協議し決定するものとする。
- 3 要領等
要領・マニュアルは、山形県のホームページから入手できる。（【工事3】に同じ。）